

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和7年11月14日に開催した「あきる野市地域公共交通協議会 令和7年度第2回運賃協議分科会」において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類及び額

(1) 普通旅客運賃

- ① 大人 200円
- ② 小児 100円
- ③ 未就学児 無料

(2) 回数券

100円券 11枚綴り 1,000円

(3) 旅客運賃の割引

- ① 障がい者割引 普通旅客運賃の半額
- ② 運転免許証の自主返納者に対する割引 無料
- ③ 乗継ぎ割引 無料

2 運賃の適用方法

(1) 普通旅客運賃は旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(2) 大人運賃と小児運賃の区別は、次に掲げる区分による。

- ① 大人運賃 中学生以上
- ② 小児運賃 小学生
- ③ 未就学児運賃 未就学児

(3) 回数券の取扱方法は、次のとおりとする。

- ① 大人 片道1回乗車する場合に回数券を2枚使用
- ② 小児 片道1回乗車する場合に回数券を1枚使用
- ③ 障がい者（大人） 片道1回乗車する場合に回数券を1枚使用

(4) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

- ① 障がい者割引 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示した方
- ② 運転免許証自主返納者に対する割引 市が発行する有効期間内の無料乗車証を提示した方
- ③ 乗継ぎ割引 乗務員が発行する有効期間内の乗継券を提示した方

3 運賃支払い方法

現金、電子決済又は回数券により当該運賃を支払うものとする。

4 運賃を適用する路線

市内循環バス「るのバス」の新規路線及び既存路線の全路線において、運賃を適用する。

※ 別紙、路線図のとおり

5 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日から適用開始

6 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

西東京バス株式会社

令和7年11月14日

あきる野市地域公共交通協議会
運賃協議分科会 会長

(別紙)

市内循環バス「るのバス」路線図

